

**【事例2】**照射録の記載すべき記載事項に不足している項目が有る場合

○指導事項:照射録に必要事項の記載欄が不足しているため、必要な記載欄を設けること。

また、様式の名称を照射録とすること

○根拠法令:診療放射線技師法施行規則第 16 条 照射録、診療放射線技師法第 28 条 照射録

<関係法令>

**診療放射線技師施行規則第 16 条 照射録**

法第 28 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 照射を受けた者の氏名、性別及び年齢
- 二 照射の年月日
- 三 照射の方法(具体的にかつ精細に記載すること。)
- 四 指示を受けた医師または歯科医師の氏名及びその指示の内容

**診療放射線技師法第 28 条 照射録**

- 1 診療放射線技師は、放射線の人体に対する照射をしたときは、遅滞なく厚生労働省令で定める事項を記載した照射録を作成し、その照射について指示をした医師または歯科医師の署名を受けなければならない。
- 2 厚生労働大臣または都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項の照射録を提出させ、または当該職員に照射録を検査させることができる。
- 3 前項の規定によって検査に従事する職員は、その身分を証明する証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

**※保健所よりお願い。**

- ・X線TV装置を使用した場合は、透視時間の記録も実施してください。(外科用イメージ含む)
  - ・撮影をせず透視のみの使用の場合でも、照射録の作成は必要です。
  - ・CTの場合、撮影条件としては、撮影条件の平均値又は最大値を記録し、放射線診療を受ける者の線量として、CTDI値(Computed tomography dose index)、DLP(Dose Length Product)値等を記録してください。
  - ・CTDI 値や DLP 値は、法令で定められたものに記録されている場合は、照射録へ記録しなくてもよいです。
  - ・医師または歯科医師が撮影の場合、照射録の作成義務はありませんが、撮影記録として、照射録に準じた記録は、必要と考えられます。
  - ・現在の法律では、照射録に最初と最後に「医師の氏名」「医師の署名」の 2 つが求められています。
- 医師の署名欄がない医療機関が、多く見受けられます。
- 照射録に医師の署名欄を設けるようにしてください。
- ・最初の「医師の氏名」は、誰の指示かを明確にするものなので、印刷でも構いません、最後の「医師の署名」は、照射録の記載内容を医師が確認しましたという確認のための署名となります。

照射録一例

照射録							
撮影年月日	令和4年2月1日(火)						
患者氏名	保健所 太郎	性別	M	年齢	30 歳		
指示医師名	東部 花子		依頼科	呼吸器内科			
指示内容							
撮影部位・方向				詳細			
1. 胸部2方向(正面・右側面)							
2. 胸部右側臥位(正面)				右肺胸水確認のため			
3. 腹部立位(正面)				イレウスチューブ確認のため			
部位	方向	撮影条件				サイズ	備考
		kV	mA	sec	cm		
胸部	正面	120	100	0.02	200	大角	
胸部	右側面	120	100	0.12	200	大角	
胸部	右側臥位正面	120	100	0.025	200	大角	
腹部	立位正面	70	320	0.016	120	半切	
撮影技師名	放射 線太郎		指示医師署名		東部 花子		

\*「撮影技師名」:撮影した診療放射線技師の氏名の記入は、必須とはなっていないのですが、責任を持って撮影をしていることの証明のため、強めの推奨項目となります。



令和4年2月13日 大分県東部保健所 検査課 診療放射線担当作成